競技麻雀同好会会則

# 競技麻雀同好会会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称

1. 本会は「釧路工業高等専門学校競技麻雀同好会」(以下競技麻雀同好会という)と称する。

### 第2条 所在地

1. 本会は釧路工業高等専門学校に所在する。

### 第3条 目的

1. 本会は、競技麻雀を通じて、会員の技能の向上と交流を図り、競技麻雀の発展・普及に寄与することを目的とする。
2. 本会は、外部または学内で行われる競技麻雀の大会に参加し、さらには自ら大会を開催することにより、競技麻雀の普及に努める。

### 第4条 活動内容

1. 本会は前項目標を達成するために次の活動をする。
   1. 毎週月曜日から金曜日に、釧路工業高等専門学校等において、活動を行う。ただし定期試験前の期間については活動を行わない。
   2. 本会の会員が参加する競技麻雀大会に参加する。
   3. 本会の会員が参加する競技麻雀大会を開催する。
   4. オープンキャンパス等で大会等を実施する。
   5. その他、競技麻雀の普及に資する活動を行う。

## 第2章 会員

### 第5条 会員

1. 釧路工業高等専門学校の本科生または専攻科生である者のうち、この会の目的や活動に賛同し、入会を希望したものが本会の会員となる資格を有する。

### 第6条 会員条件

1. 会員は、次の条件を満たすものとする。
   1. 本会の目的に賛同すること。
   2. 本会の活動に参加すること。
   3. 本会の会則を遵守すること。
   4. 本会の活動に役員会で定める最低参加基準を満たすこと。
2. 前項は次の条件を満たす場合に限り、免除される。
   1. 釧路工業高等専門学校が休業している場合。
   2. 釧路工業高等専門学校が定める休業期間にあたる場合。
   3. 釧路工業高等専門学校が定める休日にあたる場合。
   4. 釧路工業高等専門学校が定める活動時間外にあたる場合。
   5. 体調不良等の理由により、本会の活動に参加できない場合。
   6. その他、役員会が認める場合。

### 第7条 入会・退会

1. 以下の条件を経ることで、会員は入会することができる。
   1. 会員は、役員会に入会の申し出を行うことにより入会する。
   2. 第5条に定める会員資格を有する者は、入会の申し出を行うことにより入会することができる。
   3. 会員は、役員会の承認を得て入会する。
2. 会員は、以下の条件を経ることで、退会することができる。
   1. 会員は、役員会に退会の申し出を行うことにより退会する。
   2. 会員は、役員会の承認を得て退会する。
3. 会員は、以下の条件を経ることで、除名または会員資格を失う。
   1. 本会則に違反した場合、役員会の決定により除名される。
   2. 会員が、第5条に定める会員資格を失った場合、会員資格を失う。
   3. 会員が、第6条に定める会員条件を満たさなくなった場合、会員資格を失う。
   4. 会員が会員資格を失った場合、役員会の決定により除名される。

## 第3章 役員会

### 第8条 役員会

1. 本会は、役員会を設置する。
2. 本会は、役員会に以下の役員を置く。  
   会長 1名  
   副会長 1名  
   会計 1名  
   監査 1名

### 第9条 役員会の選出

1. 本会は、役員会を選出する。
2. 役員の任期は、1年とする。再任は妨げられない。
3. 役員会は、役員の任期満了の1ヶ月前までに、次期役員会の選出を行う。
4. 役員の選任は、立候補制とし総会で承認を得るものとする。

### 第10条 役員会の権限

1. 役員会は、本会の運営に関する事項を決定する。
2. 役員会は、会員に対して第4条の活動の一部を強制することができる。ただし以下の条件に従う。
   1. 強制力を持つ活動を行う場合、役員会の決定により通達を行う。
   2. 通達は、役員会の決定により、会員に対して行う。
3. 役員会は、会員の退会または除名を決定する。
4. 役員会は、会員の入会を決定する。
5. 役員会は、会員の会員資格を失うことを決定する。
6. 役員会は、会員の会員資格を回復することを決定する。

### 第11条 異議申し立て

1. 会員は、役員会の決定に異議を申し立てることができる。
2. 役員会に対して異議申し立てが行われた場合、役員会は、異議申し立てを審議する。
3. 役員会は、異議申し立てを審議する際、異議申し立てを行った会員を審議に参加させることができる。
4. 前項の手続きにおいても異議が解決しなかった場合は、総会において異議申し立てを審議する。

### 第12条 不信任決議

1. 会員は、役員会に対して不信任決議を行うことができる。
2. 不信任決議は、総会において行う。
3. 不信任決議は、総会運営の規約に従い行う。

## 第4章 総会

### 第13条 成立

1. 総会は全会員の3分の2以上の出席があった場合に成立する。

### 第14条 開催

1. 総会は、年2回（5月、10月）に行い、役員も選任や決算の承認等を行う。
2. 総会は、役員会の決定により、臨時に開催することができる。

### 第15条 決議

1. 総会は、役員会の決定により、議題を決定する。
2. 総会の決定は役員会の決定よりも優先される。

## 第5章 会員準則及び賞罰

### 第16条 会員準則

1. 会員は、この会則に定める他、別に定める会員準則を遵守しなければならない。
2. 会員準則は、役員会の決定により定める。

### 第17条 表彰

1. 会員として表彰に値する行為があった場合は、役員会の決定により表彰する。
2. 表彰について必要な事項は別にまとめる。

### 第18条 懲戒

1. 必要のある場合は会員の除名、資格停止、その他の懲戒を行うことができる。
2. 懲戒は次の各号に該当する者に行う。
   1. 性行不良で改善の見込みがない者
   2. 会員準則に違反した者
   3. 学力劣等で成業の見込みがない者
   4. 正当な理由なく活動に参加しない者
   5. その他、会員として不適格と認められる者
3. 懲戒は、役員会の決定により行う。

## 第6章 会計及び物品管理

### 第19条 会計

1. 物品の購入等の会計業務は会計が行う。
2. 会計は、役員会及び会員への定期的な会計報告を行う。
3. 会計は物品購入前に会員より一律金額の徴収を行う。
4. 資金については会計が適切に管理を行う。

### 第20条 物品購入

1. 物品購入は、役員会の決定により行う。
2. 物品購入は、役員会または会員が必要に応じ会計に要望することで行う。
3. 物品購入は、会計が行う。

### 第21条 物品管理

1. 物品管理は役員会が主となって行う。
2. 物品管理は、会としての活動に必要な物品を管理する。
3. 対局中の個人の貴重品管理等は行わない。

## 第7章 その他

### 第22条 会則の変更

1. 会則の変更は、役員会の決定により行う。
2. 会則の変更は、総会において承認される。
3. 一定数の会員が会則の変更を要望した場合は、役員会は、総会において会則の変更を議題として扱う。

### 第23条 会則の期限

1. 本会則はその期限を1年とする。
2. 前項の期限前日までに改正案が発議されなかった場合、自動的に期限日から起算して1年延長する。

### 第8章 附則

### 第24条 設立年月日

1. 本会は、(本会の設立承認日)に設立する。

### 第25条 施行

1. 本会則は、本会設立日より施行する。